

福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)に関する意見

(1)議員意見

実施期間 令和元年12月20日(金)～令和2年1月21日(火)

提出人数 2名 4件

提出方法 持参 名 FAX 名 メール 2名 郵便 名

	議員意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>P67 第3章 2基本的な視点の(1)全ての子どもへの支援と同様に、(2)親としての育ちの視点、(3)地域社会全体での子育ての視点、(4)福生らしい個性と魅力を生かした子育ての視点に、「子どもの最善の利益」と入れるべきと考える。</p> <p>「子どもの権利条例」の制定を計画に位置付け、目指すべきと考える。</p>	<p>「子どもの最善の利益」への考えについては、2基本的な視点の(1)から(4)にかかっています。そのことをわかりやすくするため、2基本的な視点のあとに説明文を追加します。</p> <p>国として子どもの権利条約に批准していること、児童福祉法においても条約の精神に則り、児童の福祉を保障するための市町村の責務が明確化されていることなどから、現時点では市が改めて条例を制定することは考えておりません。</p> <p>ただし、本計画の子育て支援策は、子どもの権利条約の趣旨に基づき推進していくことを周知するため、第3章に子どもの権利条約の子どもの4つの権利と一般原則を掲載しています。</p>
2	<p>福生市男女共同参画行動計画における「性教育の充実」、「デートDVについての啓発の推進」をP86 基本目標3 施策の方向(1)次代を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ教育環境の整備の主な取組に位置付けるべきと考える。</p>	<p>「性教育の充実」については、基本目標3 施策の方向(1)次代を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ教育環境の整備の主な取組の「思春期に関する取組」に含まれます。</p> <p>「デートDVについて啓発の推進」については、人権教育や男女共同参画の取組により推進されていると考えています。</p>
3	<p>P86 基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援について、中高生に対する施策としてより発展的な自己実現を後押しする事業やそれらを行う民間団体をサポートする事業を行ってほしい。</p>	<p>本計画では学齢期から青年期までの児童の支援について新たに基本目標を設定し、主な取組では中高生へ向けた各事業を挙げています。御意見は事業内容の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>P93 基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援について、子どもの「性的マイノリティー」への視点がないため、盛り込む必要があると考える。</p>	<p>性的マイノリティーの理解については、小中学校の性教育等において取り組んでおり、基本目標3 施策の方向(1)次代を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ教育環境の整備の主な取組の「思春期に関する取組」に含まれます。</p>

福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)に関する意見

(2)市民意見

実施期間 令和2年1月7日(火)～令和2年1月21日(火)

提出人数 1名 1件

提出方法 持参 0名 FAX 0名 メール 1名 郵便 0名

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	P82 基本目標2 施策の方向(1)就学前児童の教育・保育を提供する体制の確保 病児保育所、病後児保育所の拡充。特に病児保育所は受け入れ人数が少なくすぐ満室になる為利用が制限されている。	病児保育については、平成29年度に定員を4人から6人に増やしました。さらなる定員の拡大については、施設面積の確保や保育士・看護師の増員等の検討が必要です。ご意見は参考とさせていただきます。

※他にもご意見をいただきましたが、本計画(案)に対する御意見のみとさせていただきます。